

記入上の注意

- 1 所在地、名称及び代表者職・氏名については、全て同一としてください。
- 2 補助金所要額調書については、以下の点に留意してください。
 - (1) 「対象経費の支出予定額A」欄には、名称、種別、理由の別を問わず、事業者がグループホーム等の運営に要する人件費、運営費等の経費を記入し、入居者が負担する食材料費、家賃、光熱水費等を除き、又、住居の建設費、修繕費は含めないでください。
 - (2) 「寄付金その他の収入額B」欄には、事業者が得る寄付金等のほか、対象者に係る共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算及び長期帰宅時支援加算（対象者の内訳の「国加算等の計」と同額）を記入してください。
- 3 歳入歳出予算抄本については、事業所のグループホーム全体の予算抄本を作成するほか、以下の点に留意してください。
 - (1) 「対象経費」欄には、上記2に記載のある経費のみ抜き出して記入してください。特に、歳入における自立支援給付費は、上記2に記載のない加算等の給付費は含めないでください。又、運営に要しない経費があれば除いてください。
 - (2) 「当市按分」欄には、他市からの援護による入居者がいる場合に、全体利用者から館山市の利用者を按分して計算してください。その場合、欄外に全体利用者数を明記してください。
- 4 以下について確認してください。
 - ・補助金所要額調書における、補助金所要額の「寄付金その他の収入予定額B」＝対象者の内訳の「国加算等の計」の計
 - ・補助金所要額調書における、補助金所要額の「補助基準額計D」＝対象者の内訳の「合計 × - 」の計
 - ・補助金所要額調書における、補助金所要額の「寄付金その他の収入予定額B」＝歳入歳出予算抄本における、歳入の「当市按分」の合計
 - ・補助金所要額調書における、補助金所要額の「対象経費の支出予定額A」＝歳入歳出予算抄本における、歳出の「当市按分」の合計
- 5 その他、不明な点は連絡をお願いします。